

## 船橋市建設工事の現場代理人及び主任技術者の 工事の兼務に関する基準

### (目的)

第1条 この基準は、船橋市が発注した建設工事（以下「工事」という。）について、現場代理人及び主任技術者（以下「現場代理人等」という。）の工事の兼務に関し、必要な事項について定めるものとする。

### (現場代理人等の兼務)

第2条 1人の現場代理人等が兼務できる工事は、請負代金の額が4,500万円（当該工事が建築一式工事である場合にあっては、9,000万円）未満の工事を2件までとする。ただし、現場代理人にあっては、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等が困難な工事並びに主任技術者にあっては、技術的難度が高い工事の兼務は認めない。

2 前項ただし書に該当する工事については、事前に入札公告等に明記するものとする。

### (兼務の届出及び報告)

第3条 受注者は、現場代理人等の兼務をするときは、契約締結時に、契約を主管する課長に対し、現場代理人等兼務届（別紙様式）によりその旨を届け出なければならない。ただし、一般競争入札にあっては、一般競争入札参加資格確認申請書と同時に届け出るものとする。なお、いずれの場合もそれ以降の提出は受け付けない。

2 契約を主管する課長は、受注者から前項の規定による届け出があった場合、工事の兼務が可能であるかを確認するものとする。

3 受注者は、前項の規定により契約を主管する課長による兼務が可能である旨の確認を受けた場合、速やかに兼務を行う旨をそれぞれの工事を主管する課長に報告しなければならない。

### (施工管理等)

第4条 現場代理人等の兼務をしている受注者は、工事現場の安全確保等を図るため、最低でも1週間に1度、施工状況等について、それぞれ当該工事を主管する課長に報告しなければならない。

### (兼務の解除)

第5条 現場代理人等の兼務をしている工事において、次の各号のいずれかに該当する場合は、兼務を解除するものとする。

(1) 一方の工事が完成したときなど、兼務する必要がなくなった場合

(2) 一方の工事に変更契約により第2条第1項に定める請負代金の額以上になった場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、次条ただし書により市が現場代理人等の変更を認めた場合

### (現場代理人等の変更)

第6条 現場代理人等の兼務をしている工事について、施工期間中は現場代理人等の別の者への変更は認めない。ただし、やむを得ない事情等により、市が変更を認めた場合又

は現場代理人にあつては、工事現場の運営上で支障がないと認められる場合は、この限りではない。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 船橋市建設工事の現場代理人及び主任技術者の工事の兼務に関する試行基準（平成18年10月4日施行）は廃止する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基準は、平成26年2月7日から施行する。
- 2 この基準は、平成26年2月17日以降に公告をする入札に適用し、同日前に公告をした入札については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年2月1日から施行する。

現場代理人及び主任技術者の工事の兼務ができる場合は、以下6つの事例のみとする。

- ① 現場代理人及び主任技術者を同一の技術者が兼ねる場合
- ② 両方の工事の現場代理人と1件の工事の主任技術者を同一の技術者が兼ねる場合
- ③ 両方の工事の現場代理人を同一の者、両方の工事の主任技術者を別の同一の技術者が兼ねる場合
- ④ 両方の工事の現場代理人は同一の者で、主任技術者は別々の技術者の場合
- ⑤ 1件の工事の現場代理人と両方の工事の主任技術者を同一の技術者が兼ねる場合
- ⑥ 現場代理人は別々の者で、両方の工事の主任技術者は同一の技術者の場合

現場代理人
主任技術者

工事1	工事2
A	A
A	A

工事1	工事2
A	A
A	B

工事1	工事2
A	A
B	B

  

現場代理人
主任技術者

工事1	工事2
A	A
B	C

工事1	工事2
A	B
A	A

工事1	工事2
A	B
C	C

※ 兼務しようとする工事において、前年度に工事が完成し引渡しが進んでいる場合、その当該業種工事の工事技術検査結果の工事成績評定で、65点未満の評定があった業者の兼務は認めない。

船橋市長 あて

受注者

印

## 現場代理人等兼務届

現場代理人等の工事の兼務について、船橋市建設工事の現場代理人及び主任技術者の工事の兼務に関する基準第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出いたします。

## 記

## 1. 現在従事している工事

工事記号		業 種	
工事名			
工事場所	船橋市		
請負代金額	円	工事担当課	
施工期間	年 月 日から	年 月 日	
現場代理人氏名		主任技術者氏名	

## 2. 新たに兼務を行う工事

工事記号		業 種	
工事名			
工事場所	船橋市		
請負代金額	円	工事担当課	
施工期間	年 月 日から	年 月 日	
現場代理人氏名		主任技術者氏名	

※なお、工事の兼務をしている期間は、工事担当課に対し1週間に1度はそれぞれの工事の施工状況等を報告すること。